

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
②	教育実習等の時期 4年次9月～10月を原則とする。
②	教育実習等の実習期間・総時間数 4週間（120～160時間）
③	実習校の確保の方法 大学所在地近隣の教育委員会より教育実習生の受け入れの承諾を得ている。また、学生の教員採用試験に関する希望等を考慮して、必要に応じて出身地等での受け入れ依頼も行う。
④	実習内容 学校経営・教育事務一般、学級経営、生徒指導、教育相談、キャリア教育、人権教育・安全教育等の研修。 教科指導・特別活動指導の参観・実習（授業参観20時間、授業担当10時間、研究授業1時間、指導計画案・学習指導案の立案と作成を含む）、給食の時間における指導の補助、生徒集会・委員会・学校行事への参加等。
⑤	実習生に対する指導の方法 担当専任教員及び教育推進部職員が実習校の実習担当教員及び実習指導教員と打ち合わせを行い、教育実習生を指導する。実習中は専任教員が実習校を訪問し、実習校の指導教員と情報交換を行うとともに、研究授業を含めて教育実習生を指導する。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） 実習における学習指導（基礎的な知識・技能・一般的な教養、授業前の教材研究・指導計画、指導技術・態度、授業後の評価・反省）、日常の指導（生徒の理解、個別・集団指導、その他の教育活動）、実習態度（勤務態度・熱意、事務・実践の処理、教育的視野）、実習の事前指導・事後指導における理解・技能・態度によって評価する。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 事前指導：4年次4月～8月の実習前15時間 事後指導：実習後2時間

② 内容（具体的な指導項目）

事前指導：オリエンテーション、教育実習の意義と目的、生徒理解、実習準備、学習指導案や実習日誌の作成、模擬授業と討議会等、実習生としての心得

事後指導：実習を振り返って成果と課題

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

学内には「ハラスメント防止委員会」を設置してハラスメントの防止に努めているほか、教員・職員数名ずつを相談員として配置。学生に対しては相談制度に関するチラシを学内に置くことによって周知している。教育実習等におけるハラスメント発生時は、基本的にまず実習担当教員のもとへ話が上げられることが多くなるが、案件に応じて相談員へつなぐことも可能な仕組みになっている。

さらに同委員会の委員長による講話を、教職課程を履修する学生全員に対して実施する（対面参加またはオンデマンド視聴）。この講話では文部科学省ホームページに掲載されている「生命（いのち）の安全教育」の動画、テキスト教材を活用し、参加者にはレポート提出を求める。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

教育実習等専門委員会

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

委員長 1名（教育学部現代教育学科 教授）

副委員長 1名（教育学部現代教育学科 教授）

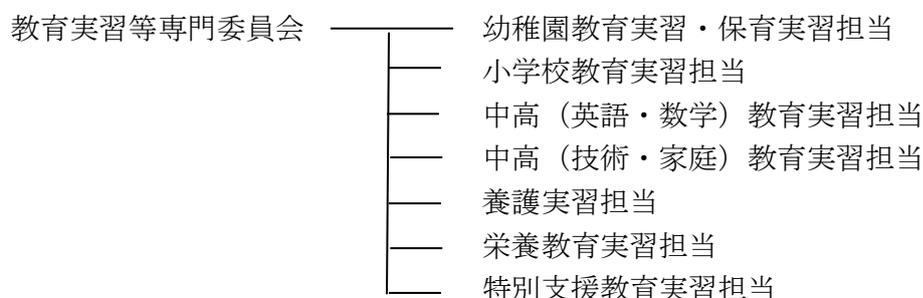
委員 11名（健康科学部看護医療学科 准教授、同学部健康栄養学科 准教授、同学部人間環境デザイン学科 教授 以上各 1名、教育学部現代教育学科 教授 4名・准教授 4名）

事務局 3名（教育推進部 主任 1名・課員 2名）

・ 委員会等の運営方法

議題が生じた際に委員長が委員を招集し、運営にあたる。

【委員会の組織図】

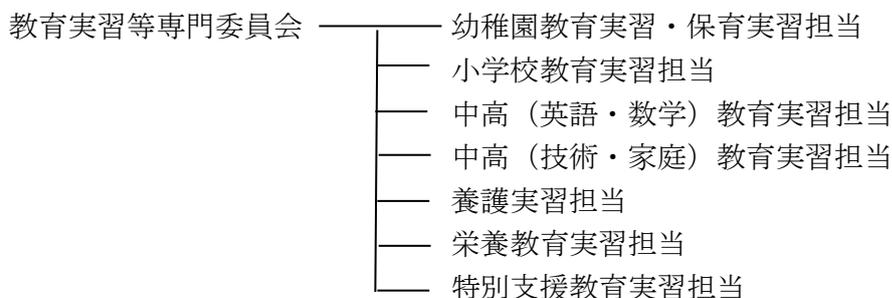


② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

(※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。)

- ・ 委員会等の名称
教育実習等専門委員会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
委員長 1 名（教育学部現代教育学科 教授）
副委員長 1 名（教育学部現代教育学科 教授）
委員 11 名（健康科学部看護医療学科 准教授、同学部健康栄養学科 准教授、同学部人間環境デザイン学科 教授 以上各 1 名、教育学部現代教育学科 教授 4 名・准教授 4 名）
事務局 3 名（教育推進部 主任 1 名・課員 2 名）
- ・ 委員会等の運営方法
議題が生じた際に委員長が委員を招集し、運営にあたる。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

1. 以下の科目の単位をすべて修得済であること。

「プロダクトデザイン」「建築設備学演習」「機械入門」「栽培学」「数理・データサイエンス」「先端テクノロジー概論」

「教育原理」「教職概論」「教育心理学」「教育課程論」「教育方法・技術論（総合的な学習の時間の指導法を含む）」「教育相談」

2. 以下の科目から 2 科目以上単位修得済または実習当該年度に履修すること。

「技術科指導法Ⅰ」「技術科指導法Ⅱ」「技術科指導法Ⅲ」「技術科指導法Ⅳ」

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 65 学級
○	×	教育委員会名	香芝市教育委員会
			中学校：4 校

承 諾 書

令和 6 年 2 月 29 日

畿央大学 学長

冬 木 正 彦 殿

畿央大学 健康科学部人間環境デザイン学科の中学校教諭（技術科）養成課程認定の上は、管内の中学校を教育実習協力校として教育実習生を受け入れることを承諾する。

記

香芝市立香芝中学校

香芝市立香芝西中学校

香芝市立香芝東中学校

香芝市立香芝北中学校

以上

香芝市教育委員会

教育長 小西 友吉